

# 中小企業再生支援協議会事業実施基本要領

本要領は、産業競争力強化法第134条の規定に基づき、中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けた者（以下、「認定支援機関」という。）が実施する中小企業再生支援協議会事業（中小企業再生支援協議会の設置、運営、支援業務部門による再生計画策定支援等の再生支援業務及び「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理支援業務を実施する事業。以下、「協議会事業」という。）について、その内容、手続、基準等を定めるものである。

## 1. 事業の目的

経営環境の悪化しつつある中小企業に対し、多種多様で、事業内容や課題も地域性が強いという中小企業の特性を踏まえ、各地域の関係機関や専門家等が連携して、きめ細かに中小企業が取り組む事業再生を支援することにより、地域経済において大きな役割を果たす中小企業の活力の再生を図る。

## 2. 中小企業再生支援協議会の事業の実施体制及び業務の区域

- (1) 認定支援機関は、協議会事業を実施するため、中小企業再生支援協議会、支援業務部門及び協議会事務局を置く。
- (2) 認定支援機関が協議会事業を行う地域は、原則として、認定支援機関が置かれた都道府県内とする。ただし、必要に応じ他の認定支援機関との連携による県域を越えた支援を実施することを妨げるものではない。
- (3) 認定支援機関の長は、認定支援機関の長が指名した者に協議会事業における職務を代行させることができる。
- (4) 認定支援機関の長は、協議会事業における職務を執行するに当たり、相談企業又は関係金融機関等との間に利害関係を有する場合等

特別な関わりがある場合は、適切な者にその職務を代行させることとする。

(5) 認定支援機関は、認定支援機関の長の協議会事業における職務代行に関する規程を定めることとする。規程には、代行する者及び手続等を定めるものとする。

### 3. 中小企業再生支援協議会

(1) 中小企業再生支援協議会（以下、「協議会」という。）の委員  
認定支援機関の長は、原則として、当該地域における以下の機関  
を代表する者を協議会の委員に選任する。

- ・商工会議所、商工会、商工会連合会
- ・商工中金、日本公庫等の政策金融機関
- ・地域金融機関（地域金融機関の協会）
- ・信用保証協会
- ・都道府県中小企業支援センター
- ・地域の弁護士会、中小企業診断協会等
- ・その他中小企業支援機関等
- ・都道府県（オブザーバーとしての参加も可）

また、協議会事業が適切に行われるよう、国の地方支分部局（経済産業局等、財務局）がオブザーバーとして参加し、助言、支援等を行う。

#### (2) 協議会の会長

- ① 協議会の会長は、協議会委員の互選で選出する。結果として、認定支援機関の長と協議会の会長が同一となることを妨げない。
- ② 認定支援機関の長が、協議会事業実施に関する権能の一部又は全部を協議会の会長に委任することを妨げない。この場合においては、  
2. (4) の規定を準用する。
- ③ 協議会の会長は、会長が指名した者にその職務を代行させることができる。

④ 協議会の会長は、協議会事業の業務実施方針・方法、その他必要な事項について審議し、決定するため、全体会議を招集する。事業を総括するために年1回開催するほか、必要に応じて、隨時開催する。

### (3) 協議会の役割及び業務

① 協議会は、認定支援機関が協議会事業を遂行するにあたり、地域の実情を踏まえて、具体的な業務実施方針・方法、その他必要な事項について定めるとともに、支援業務部門が業務実施方針・方法に基づいて適切に事業を行うよう、必要に応じて指導、助言を行う。

② 協議会は、認定支援機関が当該地域において効果的に協議会事業を行うことができるよう、各都道府県において行われている中小企業に係る支援事業等との連携その他事業を円滑に行うために必要なことを行う。

## 4. 支援業務部門

### (1) 支援業務部門の構成

支援業務部門には、統括責任者及びそれを補佐する者（以下、「統括責任者補佐」という。）を配置する。

### (2) 統括責任者及び統括責任者補佐

① 認定支援機関の長は、中小企業や事業の再生等に相当の知見と経験を有する者の中から、地域の実情を考慮し、各経済産業局等の了承を得た上で、統括責任者を選任する。

② 認定支援機関の長は、対象債権者（相談企業の取引金融機関等の債権者であって、再生計画が成立した場合に金融支援の要請を受けることが予定される債権者。）となる可能性のある金融機関等（銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融機関、信用保証協会等）及びその子会社からの出向者を統括責任者として選任してはならない。

- ③ 認定支援機関の長は、中小企業や事業の再生、経営企画、マーケティング、事業計画の立案等に知見を有する者の中から、地域の実情を考慮し、各経済産業局等の了承を得た上で、統括責任者補佐を選任する。
- ④ 認定支援機関の長は、統括責任者がその職務を執行するに当たり、相談企業又は対象債権者等との間に利害関係を有する場合、統括責任者に事故がある場合その他必要と認める場合は、統括責任者補佐のうちから、統括責任者の職務を代理する者を定めることとする。

### (3) 支援業務部門の業務内容

- ① 支援業務部門は、業務実施方針・方法に基づき、中小企業の再生に係る相談（窓口相談：第一次対応）に応じる。窓口相談の業務手順は「5. 窓口相談（第一次対応）」のとおりとする。
- ② 支援業務部門は、窓口相談（第一次対応）で把握した相談企業の状況に基づき、再生計画策定支援を行うことが適当であると判断した場合には、必要に応じて、外部専門家（企業や事業の再生に関する高度の専門的な知識と経験を有する弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融関係者等）を活用しつつ、主要債権者（対象債権者のうち、相談企業に対する債権額が上位のシェアを占める債権者。）等との連携を図りながら具体的で実現可能な再生計画の策定支援（再生計画策定支援：第二次対応）を行う。再生計画策定支援の業務手順は「6. 再生計画策定支援（第二次対応）」のとおりとする。
- ③ 支援業務部門は、中小企業者に対し、経営悪化時の早期対応の必要性等に関する広報活動に努めるほか、中小企業支援機関の職員等に対し、中小企業の再生を支援するための手法や考慮事項等に関する広報等に努める。
- ④ 支援業務部門は、中小企業の再生支援に係る成功事例、専門家情報、各種施策情報等、必要な情報の収集に努めるとともに、中小企業の再生支援にあたって有効な手法等について調査研究を行い、その成果の普及に努める。

- ⑤ 統括責任者は、別途中小企業庁が定める行動指針を踏まえ、認定支援機関の長と協議のうえ、事業年度毎の事業計画を作成する。
- ⑥ 統括責任者は、協議会の会長に対し、適宜、業務の遂行状況の報告を行うとともに、全体会議において窓口相談での対応状況、再生計画策定支援の実績等について報告を行う。

## 5. 窓口相談（第一次対応）

窓口相談の業務手順は、以下のとおりとする。

- (1) 相談に応じる時間を定め、中小企業者からの申し出により、統括責任者補佐（場合によっては統括責任者）が応対する。統括責任者及び統括責任者補佐は、中小企業者からの申し出に対して、相談を拒むことなく、幅広く誠実に対応することとする。
- (2) 統括責任者及び統括責任者補佐は、中小企業者から事業の再生に向けた取り組みの相談を受け、以下に掲げる事項を把握し、課題の解決に向けた適切な助言、支援施策・支援機関の紹介を行う。
- ・企業の概要
  - ・直近3年間の財務状況（財務諸表、資金繰り表、税務申告書等）
  - ・株主、債権債務関係の状況（取引金融機関等）
  - ・事業形態、構造（主要取引先等）
  - ・会社の体制、人材等の経営資源
  - ・現状に至った経緯
  - ・改善に向けたこれまでの努力及びその結果
  - ・取引金融機関との関係
  - ・再生に向けて活用できる会社の資源
  - ・再生に向けた要望、社内体制の準備の可能性
- (3) 統括責任者は、都道府県中小企業支援センター・商工会議所・商工会の個別相談・専門家派遣等の支援及び政府系金融機関の公的金融支援等で対応することが適切と判断した場合には、相談企業にその旨を伝え、各関係支援機関に申し送りを行う。

- (4) 統括責任者は、事業の再生が極めて困難であると判断した場合にも、相談企業にその旨を伝え、必要に応じ、相談企業の経営者に対する「経営者保証に関するガイドライン」を活用した保証債務整理などの支援や弁護士会などを通じて弁護士を紹介する等、可能な対応を行う。
- (5) 統括責任者は、窓口相談（第一次対応）の結果について、中小企業庁が別途定める様式に従って窓口相談対応報告書を作成し、各経済産業局等及び中小企業再生支援全国本部（以下、「全国本部」という。）へ文書又は電磁的方法により提出するものとする。

## 6. 再生計画策定支援（第二次対応）

再生計画策定支援の業務手順は、以下のとおりとする。

なお、再生計画の策定にあたり、法人税法第25条第3項及び第33条第4項並びに同法第59条第2項第1号の適用を受けることを想定している場合には、中小企業庁が別に定める「中小企業再生支援スキーム」に従うものとする。

また、再生計画の策定に伴い、保証人について「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理の支援を実施する場合には、中小企業庁が別に定める「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」に従うものとする。

### （1）対象企業

再生計画策定支援は、基本的に次の要件を満たす中小企業者を対象とするが、地域経済や雇用への影響等を勘案し、個別相談企業ごとに判断する。

- ① 過剰債務、過剰設備等により財務内容の悪化、生産性の低下等が生じ、経営に支障が生じている、もしくは生じる懸念のあること。
- ② 再生の対象となる事業に収益性や将来性があるなど事業価値があり、関係者の支援により再生の可能性があること。

なお、債権放棄等（実質的な債権放棄及び債務の株式化（D E S）を含む。）の要請を含む再生計画の策定を支援する場合は、相談企業は上記に加え次の要件を満たす中小企業者を対象とする。

- ③ 過剰債務を主因として経営困難な状況に陥っており、自力による再生が困難であること。
- ④ 法的整理を申し立てることにより相談企業の信用力が低下し、事業価値が著しく毀損するなど、再生に支障が生じるおそれがあること。
- ⑤ 法的整理の手続きによるよりも多い回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済合理性があること。

## （2）再生計画策定支援の開始

- ① 統括責任者又は統括責任者補佐は、窓口相談段階で把握した相談企業の状況を基に、再生計画の策定を支援することが適当であると判断した場合には、相談企業の承諾を得て、主要債権者に対し、財務及び事業の状況並びに再生可能性を説明し、主要債権者の意向を確認する。
- ② 統括責任者は、主要債権者の意向を踏まえ、認定支援機関の長と協議の上、再生計画の策定を支援することを決定する。
- ③ 統括責任者は、①の再生計画策定支援を行うことが適当であるかどうか判断する場合、又は再生計画策定支援に移行する前に特に事業面の支援が必要な場合において、認定支援機関が保有する支援機能、人材及びノウハウに加えて、外部専門家を補助者として活用することが支援の円滑な実施のために必要であると認めるときは、外部専門家の協力を要請することができる。
- ④ 統括責任者は、再生計画策定支援を行うことを決定した場合には、その旨を相談企業に通知する。また、相談企業の状況に応じて、主要債権者及び必要な対象債権者に対し、再生計画策定支援を行うことを伝え、協力を要請する。

⑤ 統括責任者は、再生計画策定支援を行うことを決定した場合には、中小企業庁が別途定める様式に従って第二次対応開始報告書を作成し、各経済産業局等及び全国本部へ文書又は電磁的方法により提出するものとする。

### (3) 個別支援チームの編成

① 再生計画策定支援の開始を決定した場合には、統括責任者は、統括責任者や統括責任者補佐の他、原則として外部専門家から構成される個別支援チームを編成し、再生計画の策定の支援を行う。ただし、迅速かつ簡易な再生計画の策定支援を実施する場合など統括責任者が個別支援チームに外部専門家を含めないと判断する場合はこの限りではない。なお、個別支援チームに含める外部専門家には、公認会計士又は税理士を含めることとし、債権放棄等の要請を含む再生計画の策定を支援することが見込まれる場合には、原則として弁護士及び公認会計士を含めることとする。

② 統括責任者は、原則として、統括責任者補佐の出向元が主要債権者となる再生計画策定支援を行う場合、統括責任者補佐が相談企業又は対象債権者等との間に利害関係を有する場合その他必要と認める場合は、当該統括責任者補佐を個別支援チームの一員として参画させてはならない。ただし、当該統括責任者補佐を参画させないことにより当該支援業務の円滑な運営に支障を来すおそれがある場合に限り、統括責任者は相談企業及び対象債権者等の承諾を得て、当該統括責任者補佐を個別支援チームに参画させることができる。

③ 外部専門家を活用する場合、統括責任者は、相談企業及び主要債権者との間に利害関係を有しない外部専門家を選定する。

### (4) 再生計画案の作成

① 個別支援チームは、原則として、個別支援チームに参画する公認会計士又は税理士による財務面（資産負債及び損益の状況）の調査分析及び個別支援チームに参画する中小企業診断士等による事業面の調査分析を通じ、相談企業の財務及び事業の状況を把握し、それに基づき、相談企業の再生計画案の作成を支援する。

- ② 相談企業は、個別支援チームの支援のもと、再生に向けて核となる事業の選定とその事業の将来の発展に必要な対策を立案し、必要に応じて他の中小企業支援施策を活用し、具体的かつ実現可能な再生計画案を作成する。
- ③ 相談企業、主要債権者及び個別支援チームは、財務及び事業の状況の調査分析や再生計画案作成の進捗状況に応じて適宜会議を開催し、協議・検討を行い、再生計画案について相談企業と主要債権者との合意形成を図る。この会議には、必要に応じて、主要債権者以外の対象債権者、スポンサー候補者等も参加することができる。
- ④ 6 (4) ①に代えて、個別支援チームは、相談企業が実施した財務面の調査分析又は事業面の調査分析の全部又は一部の検証を通じ、相談企業の財務及び事業の状況を把握し、それに基づき、相談企業の再生計画案の作成を支援することができる。なお、相談企業が実施した調査分析結果については、原則として、個別支援チームに参画する公認会計士又は税理士が財務面を、個別支援チームに参画する中小企業診断士等が事業面をそれぞれ検証するものとする  
(以下、個別支援チームによる検証を通じて相談企業の財務及び事業の状況を把握する方式を「検証型」という。) ただし、迅速かつ簡易な再生計画の策定支援を実施する場合など個別支援チームに外部専門家を含めないと統括責任者が判断した場合には統括責任者が財務及び事業の状況の把握を行う。

## (5) 再生計画案の内容

- ① 再生計画案は、相談企業の自助努力が十分に反映されたものであるとともに、以下の内容を含むものとする。
- ・企業の概況
  - ・財務状況（資産・負債・純資産・損益）の推移
  - ・実態貸借対照表
  - ・経営が困難になった原因
  - ・事業再構築計画の具体的な内容
  - ・今後の事業見通し
  - ・財務状況の今後の見通し

- ・資金繰り計画
  - ・債務弁済計画
  - ・金融支援（リスキージュール、追加融資、債権放棄等など）を要請する場合はその内容
- ② 実質的に債務超過である場合は、再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から5年以内を目処に実質的な債務超過を解消する内容とする。（企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える期間を要する計画を排除しない。）
- ③ 経常利益が赤字である場合は、再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から概ね3年以内を目処に黒字に転換する内容とする。（企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える期間を要する計画を排除しない。）
- ④ 再生計画の終了年度（原則として実質的な債務超過を解消する年度）における有利子負債の対キャッシュフロー比率が概ね10倍以下となる内容とする。（企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える比率となる計画を排除しない。）
- ⑤ 対象債権者に対して金融支援を要請する場合には、経営者責任の明確化を図る内容とする。
- ⑥ 金融支援の内容として債権放棄等を要請する場合には、株主責任の明確化も盛り込んだ内容とする。
- ⑦ 再生計画案における権利関係の調整は、債権者間で平等であることを旨とし、債権者間の負担割合については、衡平性の観点から、個別に検討する。
- ⑧ 債権放棄等を要請する内容を含む再生計画案である場合にあっては、破産手続による債権額の回収の見込みよりも多くの回収を得ら

れる見込みが確実であるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容とする。

- ⑨ 債権放棄等を要請する内容を含まない再生計画案であって、再生計画案の内容が本要領6.(5)②～④のいずれかを満たさない場合であっても、本要領6.「再生計画策定支援（第二次対応）」の規定に準じて、再生計画の策定を支援することができる。

#### (6) 再生計画案の調査報告

- ① 再生計画案に金融支援を含む場合、統括責任者は、再生計画案の内容の相当性及び実行可能性を調査し、調査報告書を作成の上、対象債権者に提出する。ただし、債権放棄等を要請する内容を含む再生計画案に関する調査報告書の作成については、原則として個別支援チームに参画した弁護士が再生計画案の内容の相当性及び実行可能性を検証し、行うこととする。
- ② 調査報告書には、次に掲げる事項を含めることとする。ただし、(iii)については、債権放棄等を要請する内容を含む再生計画案である場合に限る。
- (i) 再生計画案の内容
  - (ii) 再生計画案の実行可能性
  - (iii) 法的手続きと比較した経済合理性（私的整理を行うことの経済合理性）
  - (iv) 金融支援の必要性
  - (v) 金融支援の合理性

#### (7) 債権者会議の開催と再生計画の成立

- ① 相談企業により再生計画案が作成された後、相談企業、主要債権者及び個別支援チームが協力の上、全ての対象債権者による債権者会議を開催する。債権者会議では、対象債権者全員に対し、再生計画案の調査結果を報告するとともに、再生計画案の説明、質疑応答及び意見交換を行い、対象債権者が再生計画案に対する同意不同意の意見を表明する期限を定める。なお、債権者会議を開催せず、再

生計画案の説明等を持ち回りにより実施することは妨げない。

- ② 対象債権者の全てが、再生計画案について同意し、その旨を文書等により確認した時点で再生計画は成立する。
- ③ 対象債権者の一部から再生計画案について同意が得られない場合において、不同意の対象債権者を除外しても再生計画の実行上影響が無いと判断できる場合には、不同意の対象債権者からの金融支援を除外した変更計画を作成し、不同意の対象債権者以外の対象債権者の全てから同意を得た場合には、変更後の再生計画の成立を認めることができる。
- ④ 相談企業、主要債権者及び個別支援チームは、対象債権者等と協議の上、必要に応じて再生計画案を修正し、対象債権者の合意形成に努める。

#### (8) 再生計画策定支援の完了

- ① 再生計画策定支援の完了時点は、再生計画が成立した時点とする。再生計画策定支援にかかる標準処理期間（第二次対応開始から再生計画策定支援の完了まで）は原則として、6ヶ月（検証型の場合は4ヶ月）とする。
- ② 統括責任者は、再生計画策定支援が完了した場合、支援内容を認定支援機関の長に報告するとともに、中小企業庁が別途定める様式に従って第二次対応完了報告書を作成し、各経済産業局等及び全国本部へ文書又は電磁的方法により提出するものとする。

#### (9) 再生計画策定支援の終了

- ① 再生計画策定支援を開始した後、再生計画案の作成を断念した場合、再生計画について全ての対象債権者の同意を得られる見込みがない場合、再生計画について全ての対象債権者の同意を得られなかった場合（ただし、本要領6. (7) ③に基づき変更後の再生計画が成立した場合を除く。）など、再生計画策定支援が完了しないことが明らかとなったとき、統括責任者は、再生計画策定支援の終了を認定支援機関の長に報告し、相談企業に対して再生計画策定支援

の終了を通知するとともに、中小企業庁が別途定める様式に従って第二次対応終了報告書を作成し、各経済産業局等及び全国本部へ文書又は電磁的方法により提出するものとする。

- ② ①の場合であっても、支援業務部門は、相談企業の要請に基づき、事業面での支援や弁済計画の策定支援、専門家の紹介など可能な範囲での支援を行うが、事業の再生等が極めて困難であると判断した場合にあっても、相談企業にその旨を伝え、必要に応じ、相談企業の経営者に対する「経営者保証に関するガイドライン」を活用した保証債務整理などの支援や弁護士会などを通じて弁護士を紹介する等、可能な対応を行う。

## 7. 再生計画策定支援が完了した案件の公表

- (1) 再生計画策定支援が完了した案件の公表については、原則として、認定支援機関における完了手続が行われた後、中小企業庁において、全国の案件を取りまとめた上、行うものとする。ただし、各認定支援機関における公表についてはこれを妨げるものではなく、事前に内容及び時期について中小企業庁と調整することとする。
- (2) 公表する内容は、基本的には、  
①相談企業の概要（事業内容、現状に至った経緯、債務の状況 等）  
②再生計画の概要（再生計画の目標、事業面での再生及び財務面での再生の具体的な内容等）  
をまとめたものとする。公表内容については、各支援業務部門が、事前に相談企業、対象債権者等の関係者と十分な調整を行うこととする。また、相談企業が、企業名の公表に同意した場合に限り、企業名を公表することができる。

## 8. 再生計画策定支援が完了した案件のフォローアップ

- (1) 計画遂行状況等のモニタリング  
① 支援業務部門は、主要債権者と連携の上、必要に応じて、外部専

門家の協力を得て、再生計画策定支援が完了した後の相談企業の計画達成状況等について、モニタリングを行う。

- ② 支援業務部門は、相談企業の計画達成状況等について適時・適切なモニタリングの時期を定めるものとする。
- ③ モニタリングの期間は、企業の状況や再生計画の内容等を勘案した上で、再生計画が成立してから概ね3事業年度（再生計画成立年度を含む。）を目途として、決算期を考慮しつつ、必要な期間を定めるものとする。
- ④ 支援業務部門は、モニタリングの結果を踏まえ、相談企業に対し、必要に応じ外部専門家の協力を得て、再生計画の達成に向けた助言を行う。ただし、支援業務部門は、モニタリングの結果を踏まえ、事業の再生が極めて困難であると判断した場合にあっても、相談企業にその旨を伝え、必要に応じ、相談企業の経営者に対する「経営者保証に関するガイドライン」を活用した保証債務整理などの支援や弁護士会などを通じて弁護士を紹介する等、可能な対応を行う。
- ⑤ 支援業務部門は、モニタリングの期間が終了した時には、相談企業の計画達成状況等を踏まえ、その後の支援業務部門のモニタリングの要否を判断する

## （2）再生計画の変更

- ① 支援業務部門は、上記（1）のモニタリングの結果、再生計画を変更する必要があると認める場合には、相談企業の求めに応じて、必要な支援を行うことができる。
- ② ①の場合において、支援業務部門は、相談企業の借入金の返済条件の緩和、関係金融機関等の損失負担の変更など、相談企業による再生計画の重要な修正又は追加が必要であると判断した場合、「6. 再生計画策定支援（第二次対応）」を準用した支援を行うことができる。

## 9. 保証債務整理支援

保証債務整理支援の業務手順は、中小企業庁が別に定める「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」に従うものとする。

## 10. 守秘義務

(1) 認定支援機関の役職員（統括責任者、統括責任者補佐、外部専門家を含む）、協議会の委員またはこれらの職にあった者は、本業務においてその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 認定支援機関は、

- ①統括責任者、統括責任者補佐の委嘱
- ②外部専門家の委嘱
- ③再生計画検討委員会委員の委嘱

等において、在職中、退任後を問わず相談企業の了承を得た場合を除いていかなる情報も第三者に開示しない旨を明記した文書を徵求する。

(3) 万が一、守秘について、相談企業が疑惑を持つような状況が生じた場合には、相談企業の申し出に基づいて、各経済産業局等が事実関係を調査し、その調査結果を相談企業に報告する。

(4) 支援業務部門が窓口相談（第一次対応）及び再生計画策定支援（第二次対応）の過程で作成する報告書等相談企業に係る書類一切は、相談企業の文書による事前了承を得た先に対してその写し（電子ファイルを含む。）を交付する以外は、各認定支援機関の支援業務部門において厳重に管理する。